

## 議案第16号 和解について

議案第16号は、令和2年7月22日に訴えを提起した東京地方裁判所令和2年（ワ）第18442号損害賠償請求事件について、当事者間で協議が整ったため、裁判上の和解をしようとするものです。

内容は、次のとおりです。

### 1 和解に係る事件名

東京地方裁判所令和2年（ワ）第18442号損害賠償請求事件

### 2 和解の相手方

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

被告 沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌上信也

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1

被告 三峰無線株式会社

代表取締役 中島芳明

### 3 訴訟の概要

本市が発注した消防救急デジタル無線装置に係る物品売買契約における不当な取引制限（入札談合）について、被告らに対し、損害賠償請求権等に基づき金銭の支払を求めるもの

### 4 和解の内容

(1) 被告らは、本市に対し、和解金として、連帯して金25,980,036円の支払義務があることを認める。

(2) 被告らは、本市に対し、連帯して(1)の金員を、令和4年5月16日限り、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告らの負担とする。

(3) 本市は、その余の請求を放棄する。

(4) 本市及び被告らは、本市と被告沖電気工業株式会社との間及び本市と被告三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。